

中央公園眺望点及び眺望景観保全基準

1. 眺望点	(1) 名称: 中央公園眺望点 (2) 位置: 国土地理院四等三角点中央公園(北緯35度16分34秒7573、 東経139度40分22 秒5521) から135度00分13.13メー トルの地点上標高55メー トル												
2. 眺望景観保全基準	(1) 建築物等の高さの制限を定める区域 新港1 号岸壁北端の地点、眺望点及び平成1 号岸壁南端の地点を順次に結んだ線並びに海岸線により囲まれた区域(図-1参照) (2) 建築物等の高さの最高限度 図-1に示す区域に応じ、次表に定めるとおりとする。(図-2参照) <table><tr><th>地区</th><th>高さの最高限度</th></tr><tr><td>A 地区</td><td>標高48.8メー トル</td></tr><tr><td>B 地区</td><td>A 地区との境界においては標高48.8メー トルとし、C 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高44.4メー トルとする。</td></tr><tr><td>C 地区</td><td>B 地区との境界においては標高44.4メー トルとし、D 地区との境界へ向けて順次低くなり、D 地区との境界においては標高37.6メー トルとする。</td></tr><tr><td>D 地区</td><td>C 地区との境界においては標高37.6メー トルとし、E 地区との境界へ向けて順次低くなり、E 地区との境界においては標高34.0メー トルとする。</td></tr><tr><td>E 地区</td><td>D 地区との境界においては標高34.0メー トルとし、海岸線へ向けて順次低くなり、海岸線においては標高23.0メー トルとする。</td></tr></table> (3) 適用除外 この告示の施行の際現に存する建築物等又は現に建築工事中若しくは築造中の建築物等が前号の基準を超えている場合において、当該建築物等を既存の高さ及び容積の範囲内で建て替えるときは、前号の規定は適用しない。	地区	高さの最高限度	A 地区	標高48.8メー トル	B 地区	A 地区との境界においては標高48.8メー トルとし、C 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高44.4メー トルとする。	C 地区	B 地区との境界においては標高44.4メー トルとし、D 地区との境界へ向けて順次低くなり、D 地区との境界においては標高37.6メー トルとする。	D 地区	C 地区との境界においては標高37.6メー トルとし、E 地区との境界へ向けて順次低くなり、E 地区との境界においては標高34.0メー トルとする。	E 地区	D 地区との境界においては標高34.0メー トルとし、海岸線へ向けて順次低くなり、海岸線においては標高23.0メー トルとする。
地区	高さの最高限度												
A 地区	標高48.8メー トル												
B 地区	A 地区との境界においては標高48.8メー トルとし、C 地区との境界へ向けて順次低くなり、C 地区との境界においては標高44.4メー トルとする。												
C 地区	B 地区との境界においては標高44.4メー トルとし、D 地区との境界へ向けて順次低くなり、D 地区との境界においては標高37.6メー トルとする。												
D 地区	C 地区との境界においては標高37.6メー トルとし、E 地区との境界へ向けて順次低くなり、E 地区との境界においては標高34.0メー トルとする。												
E 地区	D 地区との境界においては標高34.0メー トルとし、海岸線へ向けて順次低くなり、海岸線においては標高23.0メー トルとする。												

●解説

中央公園からの、東京湾や猿島等が一望できる良好な眺望を保全するため、中央公園を眺望点に指定します。

保全すべき眺望の範囲は、参考写真に示すように、概ね猿島を中心として新港埠頭突端方向と走水・御所ヶ崎方向の間で朱色線より上に見える海面及び猿島等とします。

眺望景観保全基準は、この眺望を保全するため、図-1の区域で、図-2に示すように建築物等の高さの最高限度を定めるものです。

なお、告示時(平成16年7月1日)に既存又は工事中の建築物等で基準を超えているものについては、既存同様の建て替え等をする場合は基準の適用を除外します。

※眺望点及び眺望景観保全基準は、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第3 条第1 項の規定に基づき指定するものです。

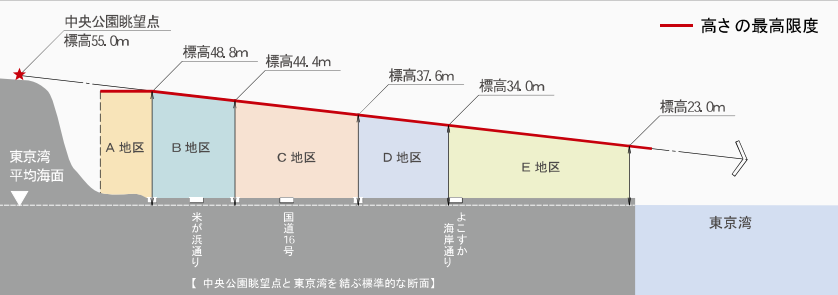
●眺望点からの眺望を保全するための建築物等の高さの制限を定める区域

図-1



●眺望点からの眺望を保全するための建築物等の高さの最高限度

図-2



●中央公園眺望点からの眺望

参考写真



中央公園眺望点 眺望景観保全基準と解説

●発行：横須賀市都市部まちなみ景観課

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

Tel 046-822-8377

Fax 046-826-0420

URL <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/keikan>

中央公園眺望点 眺望景観保全基準と解説



平成16年7月1日告示